

# AceReal Standard申込書

「AceReal レンタル規約」「AceReal Apps使用許諾規約(レンタル版)」に同意し、AceReal Standardを申し込みます。

## 1.利用規約の同意

<input type="checkbox"/> AceReal レンタル規約の内容を確認して同意しました	<input type="checkbox"/> AceReal Apps規約(レンタル版)の内容を確認して同意しました
---	--

## 2.お客様情報 ※ご使用場所が下記と異なる場合は、使用場所を備考欄にご記入ください

会社名	(フリガナ)			申込印
住所	〒			
電話番号		FAX番号		印
部署名		役職		
担当者名		メールアドレス		

## 3.開始希望日

ご利用開始予定日	2	0	年		月		日	申込日から5営業日以降に開始日を設定ください
----------	---	---	---	--	---	--	---	------------------------

## 4.お申し込み内容

機器・サービス名称	1台あたりの月額料金(税抜)	ご利用台数
AceReal Standard スマートグラス本体、ヘッドアタッチメント、アプリ利用料	2020年3月から2020年5月末までの利用分は無償	<input type="text"/> 台

## 5.オプション品 ※オプション品を同時にご注文いただく場合は、数量欄に希望数をご記入ください

セット名称		セット価格	数量
標準充電用オプションセット 充電ケーブル、QC3.0対応ACアダプタ		¥5,400	<input type="text"/> 台
ヘルメット装着オプションセット ヘルメットアタッチメント、ノーズパッド3種、ヘルメットインナーセット		¥18,200	<input type="text"/> 台

  

型式	品名	単価	数量	商品説明	型式	品名	単価	数量	商品説明
HHD-H0001B	充電ケーブル	¥1,200		充電用USBケーブル	AR01-605	バイザー保護シート	¥6,500		バイザー保護&濃い遮光シート 10枚
PPS2QC3	ACアダプタ	¥4,200		QC3.0対応の充電用ACアダプタ	AR01-606	バイザー保護シート	¥6,500		バイザー保護&薄い遮光シート 10枚
AR01-201	ヘッドアタッチメント	¥7,000		頭部装着用のアタッチメント	AR01-400	ショルダーポーチ	¥15,500		肩掛け用のショルダーポーチ
AR01-202A	ヘルメットアタッチメント	¥4,400		ヘルメット装着用のアタッチメント	AR01-204	ヘッドパッド(3本)	¥5,200		額への干渉を和らげるクッション
AR01-302S	ノーズパッドS	¥3,000		Sサイズの鼻あて	AR01-607	保護シート固定ベルト	¥1,200		バイザー保護シート固定ベルト 6本
AR01-301M	ノーズパッドM	¥3,000		Mサイズの鼻あて	PCS20000	外付けバッテリー	¥6,700		外付けバッテリー(QC3.0対応)
AR01-303LL	ノーズパッドLL	¥3,000		LLサイズの鼻あて	AR01-251	汗取りパッド	¥12,000		追加用の汗取りパッド 50枚
AR01-501	ヘルメットインナーセット	¥4,800		ヘルメットと頭の隙間調整用インナー	AR01-751	ソフトキャリアバッグ	¥42,000		本体、オプション品の収納バッグ
AR01-601	バイザー保護シート	¥6,500		バイザーを保護する透明シート 10枚	MM-HS404BK	ヘッドセット	¥4,100		AceReal装着時に使用可能なヘッドセット

1~5までご記入後、購入先までご送付をお願いいたします。

### 個人情報のお取扱いに関して

お申込みの際に入力いただいた個人情報は、AceReal レンタル申込のために収集させていただき、AceReal レンタル申込に関する必要な連絡及び、今後弊社で提供する商品やサービスのご案内のために使用させていただきます場合があります。個人情報は弊社にて管理し、個人情報(社外に流出し不当に改ざんされるトラブルを引き起こさないよう、安全対策を実施し適切な情報管理をいたします。尚、弊社のプライバシーポリシーは下記をご確認ください。 [http://www.sun-denshi.co.jp/site\\_policy/privacy/](http://www.sun-denshi.co.jp/site_policy/privacy/)

### サン電子 使用欄

備考欄
2020年6月からの月額料金 1年目 25,000円/月 2年目 15,000円/月 3年目 8,000円/月

承認	担当
印	印

本規約は、サン電子株式会社(以下「当社」といいます)が製造・販売する本商品(第1条で定義)に関し、本商品の実用性・有効性の検証・確認・評価等を行い本商品の購入に当社が目的とするユーザー(以下「ユーザー」といいます)、当社からレンタル商品(第1条で定義)をレンタルして使用する者(以下「ユーザー」といいます)と、当社との間で成立する、本レンタル用商品のレンタル等に関する契約(以下「本レンタル契約」といいます)の成立条件及びその内容に定めるものとします。

## 第1条 定義

- 「本システム」とは、当社が提供する業務の効率化を実現する企業向けの拡張現実システム(AceReal(エースリアル))をいいます。
- 「本商品」とは、当社が販売する、本システム上に、本業務用アプリ契約締結権、本SDK契約締結権を統合した商品、「AceReal」及びその後継商品等をいいます。
- 「本レンタル用商品」とは、当社が本目的のためにユーザーにレンタルする本レンタル用スマートフォン上、本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)を統合した商品等をいいます。なお、本レンタル用商品には本SDK契約締結権は含まれておりません。
- 「本レンタル用スマートフォン」とは、当社が本目的のためにユーザーにレンタルする別紙記載の本システム用のスマートフォン本体及びその周辺付随機器等のハードウェアをいいます。
- 「本レンタル契約締結権」とは、本規約に基づき当社と本レンタル契約を締結することができる地位及び権限をいいます。なお、本レンタル契約締結権には、「本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)」も含まれているものとします。
- 「本業務用アプリ」とは、当社が権限を有する別紙記載の本システム用の業務用アプリケーションをいいます。
- 「本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)」とは、当社が定めるAceReal Appを使用した本レンタル版に同意することを条件として、当社と本業務用アプリの利用許諾契約を締結することができる地位及び権限をいいます。
- 「AceReal Appを使用した許諾契約(レンタル版)」とは、本レンタル用スマートフォン上で本業務用アプリを使用するための使用許諾条件を定めた規約をいいます。
- 「本SDK」とは、本システムにおいて稼働するアプリケーションを開発するために当社が提供するソフトウェア開発キットをいいます。
- 「本SDK契約締結権」とは、当社が定める使用許諾条件に同意することを条件として、当社と本SDKの使用許諾契約を締結することができる地位及び権限をいいます。
- 「本サイト」とは、当社が運営するインターネット上のAceRealサポートサイトをいいます。

## 第2条 本規約の適用範囲・変更

- 本規約は、本レンタル契約に基づく本レンタル用商品の使用に適用されるものとします。また、当社が本サイトをユーザーに告知する本レンタル契約に関する通知等は、本規約の一部を構成するものとします。なお、細則等は、当社が別途定める場合を除き、本サイトに表示した時点より効力を生じることがあります。
- 当社が必要と認めた場合は、当社は、本サイト上で告知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。変更後の本規約は、本サイトに表示した時点より効力を生じるとものとします。
- ユーザーは、本規約の内容を承認しているものとみなされます。

## 第3条 設備等

ユーザーは、当社が別途定める場合を除き、本レンタル用商品を使用するために必要となる端末機器、ソフトウェア、その他それに付随して必要となる全ての機器を、自己の責任と負担において整備するものとし、これに関連する一切の通送料・インターネット接続料等の必要な付帯費用を負担するものとします。当社は、ユーザーのアクセス環境について関与せず、これらの事象、操作に関する責任を負いません。

## 第4条 本レンタル契約の申込資格

ユーザーが本レンタル契約の申込を行うためには、以下の条件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 当社または当社の販売パートナーから、違法かつ有効に本レンタル契約締結権を取得している者であること
- (2) 本レンタル用商品をレンタルする当社の承諾に賛同の上、本規約の内容を熟読して本レンタル用商品を適切に使用しただけであることを宣言すること
- (3) 本商品の実用性・有効性の検証・確認・評価等を行い本商品の購入を検討するという本目的のために、かつ、本レンタル用商品をレンタルする意思を有していること
- (4) 本レンタル用商品を含む自己でレンタルする意思を有しており、本レンタル用商品の営利を目的とした再レンタル・販売等により当社の利益を損なう意思を有していないこと

## 第5条 本レンタル契約の成立

1. 当社は、当社所定の方法により本レンタル契約の申込を受け付け、場合、当社所定の手続きに従い申込を承認し、当該承認をもって本規約等その内容を含む本レンタル契約が成立するものとします。なお、当社は、申込者以下のいずれかに該当する場合は、申込者何らの通知を要することなく、申込を承認しない場合があります。

- (1) 申込者の申込資格を満たしていない場合
  - (2) 本規約等の違反等により、過去に本レンタル契約の解除等の処分を受けたことがある場合
  - (3) 申込の際の記入項目に虚偽の記載、虚偽または記入漏れがあった場合
  - (4) 当社所定の手続き通りに申込を行わなかった場合
  - (5) 当社の都合等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行う場合
  - (6) 反社会的勢力である場合
  - (7) その他当社がユーザーとすることを不適当と判断した場合
2. 当社は、申込を承認した場合には、ユーザーに対して、本レンタル契約の申込を承諾することを確認する書面(以下「承認書」といいます)その他の書類を、本規約の方法でユーザーに通知するものとします。
3. 本レンタル契約に基づき当社ユーザーに対してレンタルする本レンタル用商品の内容・数量・料金等の条件の詳細等は、本規約に定めるものを除き、確認書にて定めるものとします。

## 第6条 本レンタル契約の期間及び延長

- 本レンタル契約の期間(以下「本レンタル契約期間」といいます)は、確認書にて定めるものとします。
- 前項の本レンタル契約終了1ヵ月前までに、ユーザーが本レンタル契約の期間延長の申込の意思を当社に通知した場合には、当社はその可否及び条件等によって最終的に、ユーザーを別途連絡するものとします。なお、ユーザーは、本レンタル契約の延長を当期・期間・料金等の条件がユーザーの希望通りにない場合があることを予め承諾するものとします。
- 前項に基づき、当社とユーザー間の本レンタル契約の延長にき合致した場合には、当社は、ユーザーに対して、本レンタル契約の延長申込を承諾することを確認する確認書その他の書類を、当社が定める方法でユーザーに通知するものとします。
- 本レンタル契約の延長期間における本レンタル用商品の内容・数量・料金等の条件の詳細等は、本規約に定めるものを除き、確認書にて定めるものとします。

## 第7条 届出情報の変更・訂正

- ユーザーは、当社に届け出た情報に変更があった場合又誤りがあった場合には、当該情報に正確かつ最新の内容を変更するため、当社所定の方法により、速やかに当該情報を変更するものとします。
- 前項の変更又は訂正を行わないことにより、ユーザーが被った不利益については、当社は責任を負わないものとします。

## 第8条 本レンタル用スマートグラスの引渡及び検査

- 当社は、本レンタル契約において貸与される本レンタル用スマートフォンを、確認書に定めるユーザーの事業所等の納品場所に、確認書に記載する日までに、当社または販売パートナーが定める方法で、当社または当社の販売パートナーが納品することにより引渡すものとします。なお、引渡すに要する費用は、ユーザーが負担するものとし、ユーザーは当該費用について別途当社が定める条件を同項のレンタル料にあわせて当社に負担するものとします。
- 当社は、本レンタル用スマートグラスの引渡時において、本レンタル用スマートグラスの正常な性能を備えていることを必ず保証するものとします。
- ユーザーは、前項に基づき当社から引渡しを受けた後、直ちに本レンタル用スマートグラスの性状を検査するものとします。
- 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合には、ユーザーは、直ちに当社に通知するものとします。ユーザーまたは販売パートナーは、ユーザーが本レンタル用スマートグラスの性状を受けた後4営業日以内に当社に対して何らの通知もない場合には、本レンタル用スマートグラスは正常な性能を有した完全な状態で引渡されたものとみなされるものとします。

## 第9条 本レンタル用スマートグラスの使用・管理・保管

- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスを、取扱説明書その他当社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって使用・管理・保守するものとします。ユーザーは、本レンタル用スマートグラスを、本レンタル用スマートグラス以外の装置(以下「契約外装置」といいます)と区別して管理するものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスを、確認書に定める使用場所内においてのみ使用するものとし、当社の事前の承認なく、当該使用場所から本レンタル用スマートグラスを移動してはならないものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスを、本目的の範囲内でのみ使用するものとし、その他の目的のために使用してはならないものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスに対し、当社が指示するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールしてはならないものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスについて、分解・改造・加工等の行為を行ってはならないものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスを、第三者に転貸してはならないものとします。
- 当社は、いつでも本レンタル用スマートグラスの使用・管理・保管の状況を検査でき、ユーザーは、当該検査に協力しなければならないものとします。
- ユーザーは、いつでも本レンタル用スマートグラスの使用・管理・保守につき、ユーザーの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、ユーザーがこれを賠償するものとし、当社は何らの責任も負わないものとします。

## 第10条 本レンタル用スマートグラスの故障の際の修理・交換等

- 本レンタル用スマートグラスの故障による確認書に定めるレンタル期間中、本レンタル用スマートグラスが正常に動作しなくなった場合には、ユーザーは、遅滞なく当社または当社の販売パートナーに通知するものとし、当社または当社の販売パートナーの指示に従うものとする。
- ユーザーの責めに帰すべき事由による故障・破損により、本レンタル用スマートグラスが正常に動作しなくなった場合には、当社は、当社の都合において、本レンタル用スマートグラスを修理または交換するものとします。
- ユーザーは、前項の修理は、本レンタル用スマートグラスのみに関するものであり、契約外装置には適用されないとを予め確認するものとします。
- 前3項の規定にかかわらず、ユーザーは、本レンタル用スマートグラスの修理または交換に相当な費用・時間を要する場合、部品調達に困難な場合その他任意の事情により、当社が、第2条第2項に基いて、本レンタル契約を解約する場合があることを予め承諾するものとします。
- ユーザーの責めに帰すべき事由により本レンタル用スマートグラスが正常に動作しなくなった場合には、修理または交換のために必要となった部品等も含め、当該修理または交換のための必要となった費用により、当社または当社の販売パートナーは、ユーザーに対して、その費用を請求するものとします。
- 当社は、本レンタル用スマートグラスが故障したことにより、本レンタル用スマートフォンに蓄積された電子データ等が使用不能となったこと、修理・交換作業中において当該データの使用ができなくなり、修理・交換作業の結果に当り、当該データの消去を要する場合に当社もその旨を承諾するものとします。本規約について、ユーザーに対して何らの責任も負わず、これにより生じる一切の損害を賠償する責めを負わないものとします。

## 第11条 消耗品の取扱い

1. 第10条の規定にかかわらず、本レンタル契約の対象となる本レンタル用スマートグラスのうち、別紙記載の消耗品たる機器等(以下「消耗品」といいます)に関する故障等は、第10条に規定する当社の修理・交換等の対象とならないものとします。

2. ユーザーは、当該消耗品は、当該消耗品が正常な性能を有し、かつ、本レンタル用スマートグラスに搭載されているものである場合を除き、消耗品に故障等が生じた場合には、自らの責任と負担において、当社又は当社の指定する者から、当該消耗品を購入するものとします。

## 第12条 本レンタル用スマートグラスの滅失・毀損等

- 本レンタル用スマートグラス引渡後、返還までの間に、本レンタル用スマートグラスが紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理が可能又は著しく困難な場合を含みます)又は毀損した場合は、ユーザーは、直ちに当社または当社の販売パートナーに対し、通知を要するものとします。
- 前項の場合において、当該滅失又は毀損が当社の故意又は重大な過失により生じたものである場合を除き、ユーザーは、当社が被った損害を賠償するものとします。
- 当社は、本レンタル用スマートグラスについて、動産総合保険契約等の保険契約を締結する義務を一切負わないものとし、ユーザーはこれを予め承諾するものとします。

## 第13条 第三者による強制執行等

- 当社は、本レンタル用スマートグラスに、本レンタル用スマートグラスが当社の所有物である旨を表示することができるものとします。
  - ユーザーは、第三者による強制執行による本レンタル用スマートグラスの没収や押当等の発生を防止する場合、その他第三者が本レンタル用スマートグラスに対する権利を主張する場合、本レンタル用スマートグラスの所有権が当社にあることを説明しなければならず、その場合は直ちに当社に通知するものとします。
  - 本レンタル用スマートグラスに対しユーザーの債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、当社は、ユーザーに対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとします。
- ### 第14条 本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)について
- ユーザーは、本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)は、ユーザーが、本業務用アプリに関し、当社が定めるAceReal Appを使用した本レンタル版に同意することを条件として、当社と使用許諾契約を締結することができる地位及び権限を有するものであり、本業務用アプリを使用するためには、本規約に基づき別途当社と使用許諾契約を締結する必要がありますを予め確認し、承諾するものとします。

## 第15条 本レンタル契約終了に伴う本システム・スマートグラスの返還

- 本レンタル契約が終了した場合には、ユーザーは、直ちにユーザーの責任と負担において、本レンタル契約の対象物たる本レンタル用スマートグラスを、通常の廃棄を除いた状態で返還しなくてはならないこととし(本レンタル用スマートフォンに蓄積された電子データの消去を含みます)これに限りません。当社が指定する方法により、当社または当社の販売パートナーの指定する場所へ返還するものとします。
- 前項の場合において、ユーザーが本レンタル用スマートグラスの返還を遅延した場合、ユーザーは、遅延により当社に生じた損害を賠償するものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスの返還時に本レンタル用スマートフォンに蓄積された電子データ等が当社によって消去されることを予め承諾するものとし、当社は、返還された本レンタル用スマートフォンに蓄積された電子データ等の消去を実施することにより発生する結果について、ユーザー及び第三者に対し何らの責任も負わず、これによりユーザー及び第三者に生じる一切の損害を賠償する責めを負わないものとします。

## 第16条 企業コード、IDおよびパスワード

- 当社は、ユーザーに対し、本サイトを利用するために必要となる企業コード、IDおよびパスワードを発行するものとします。
- ユーザーは、本企業コード、IDおよびパスワードを第三者に使用させないものとします。

- ユーザーは、企業コード、IDおよびパスワードの貸与・譲渡・売買・買入等をしてはならないものとします。
- ユーザーは、企業コード、IDおよびパスワードが盗用され、第三者に漏洩したり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社が要するあらゆる場合にはそれに従うものとします。
- ユーザーは、企業コード、IDおよびパスワードの使用および管理を自己の責任において行い、企業コード、IDおよびパスワードを使用した本システムの利用やそれを行う一切の行為は、当該利用や行為がユーザーの利用あるいは行為であるか否かを問わず、ユーザーによる利用あるいは行為であると認め、当該利用やそれを行う行為によりユーザーまたは第三者に損害が発生した場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

## 第17条 禁止事項

- 当社は、全てのユーザーが、以下の行為を行うことを禁止いたします。
  - (1) 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
  - (2) 他人(他のユーザー、会社を含む、以下本条において同じ。)の財産(著作権、商標権等の知的財産権を含む)、プライバシー、肖像権もしくは他の権利を侵害する行為および侵害を企及する行為
  - (3) 他人に不利益又は損害を与えたり危害をおよぼすおそれのある行為
  - (4) 他人を誹謗・中傷する行為または名誉、信用を損う行為をおよぼすおそれのある行為
  - (5) 自分以外の人物を名乗る行為、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗る行為または他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽る行為
  - (6) 本サイトが提供するネットワークシステムの正常な運用を妨害する行為およびそのおそれのある行為
  - (7) 本サイトが提供するネットワークシステムを利用して他のネットワークシステムに不正にアクセスする行為およびそのおそれのある行為またはこれらのシステムに損害を与えたり行為および侵害を企及するおそれのある行為
  - (8) 他人に不利益又は損害を与える行為
  - (9) 有害なコンピュータプログラムを配布する行為または配布するおそれのある行為
  - (10) 他人が著作権を強くおよび広くおそれのある画像等を配布する行為および侵害を企及するおそれのある行為
  - (11) 本規約に明記されていない場合を含む、本レンタル用スマートグラスを含む本レンタル用商品及び本業務用アプリ等につき、ハードウェアであるソフトウェアであると問わず、自ら又は第三者を通じて、複製・翻案・公衆送信(送信可能化を含む)、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等その他一切の分析・解析を行う行為およびこれらのおそれのある行為
  - (12) 上記各号の他、法令、本規約等に違反する行為
  - (13) 上記各号のいずれかに該当する行為を勧誘する行為およびそれらの行為を勧助するおそれのある行為
  - (14) 法律上の義務的責任により当社と権利関係を有する行為
- ユーザーの行為または不作為が本条における禁止事項に該当するか否かを、当社の判断によるものとします。
  - ユーザーは、本条に定める禁止行為がその他本規約に違反するような行為を生じた場合には、速やかに当社に連絡するものとします。

## 第18条 本レンタル料の支払い

1. ユーザーは、当社に対し、本レンタル用スマートグラスの貸与の対価、本業務用アプリ契約締結権(レンタル版)貸与の対価、その他本レンタル契約に関する一切の対価(以下「本レンタル料」といいます)として、当社が定める料金表に基づき、毎月、確認書に定める金額(消費税別)を、前払い方式により支払うものとします。

当社は、ユーザーに対し、支払対象月の前月10日までに、当該支払対象月の本レンタル料の請求書を送付するものとし、ユーザーは、当該請求書記載の本レンタル料を、当該支払対象月の月末末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。請求手数料は、ユーザーの負担とする。前項の規定にかかわらず、本レンタル契約開始の開始日より当該支払日については、当社は、ユーザーに対し、当月分と翌月分との2か月分の本レンタル料をまとめて請求する場合があります。その場合には、ユーザーは、当該請求書記載の本レンタル料を、当社が指定する支払期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。請求手数料は、ユーザーの負担とする。

1. ユーザーは、本レンタル契約が支払月日の前日において開始し、又は、本レンタル利用権が既に支払われていない支払対象月の途中で終了した場合といえども、当該支払対象月の本レンタル料の月額料金を一括で支払うものとし、日割計算や返金が行われないとを予め承諾するものとします。

AceReal Appを使用した許諾契約(レンタル版)の規定に基づき、本システムに関する本業務用アプリ・本システムの運用が中断・一時停止等された場合においても、ユーザーは、当該運用中断・一時停止期間中の対価に相当する本レンタル料の全額を事前に支払った旨を返還することをできないものとします。

本条の規定にかかわらず、ユーザーが、本レンタル契約締結権の当該販売パートナーから購入したことにより、当社と本レンタル契約を締結している場合には、ユーザーが当該販売パートナーに対して本レンタル契約締結権の対価を継続的に支払い、有効かつ正しく本レンタル契約締結権を保持している限り、当該対価は当社とは、当社に対して本レンタル料の支払が不可欠なものとして、この場合、本条の規定は適用されず、本レンタル契約締結権の対価の金額や支払条件は、別途、当該販売パートナーが定めるものとします。

## 第19条 レンタル料以外の支払い

ユーザーは、当社に対し、前条に規定する本レンタル料のほか、本レンタル用スマートグラスの故障の際の修理・交換等に関して第10条第5項に規定する費用が発生する場合や、当社または当社の販売パートナーに本レンタル料の範囲外に属する作業が発生した場合には、別途、当社または当社の販売パートナーが定める基準に基づき、その費用を支払うものとします。

## 第20条 遅延損害金

ユーザーが、本規約に定める料金の支払いを遅延した場合は、当社に対し、当該遅延期間における年率14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

## 第21条 ユーザーの自己責任

- ユーザーは、本レンタル用商品の使用に關しては、第三者に對して損害を与えた場合、またはユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理、解決するものとし、当社に何らの連絡・損害を要するものではない。
- ユーザーは、ユーザーの責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社に対して当該損害の賠償を行うものとする。

## 第22条 免責

- 本レンタル用商品の各種機能は、提供時点において、当社が提供可能なものとします。当社は、本レンタル用商品において、特定の目的への自目的性、適格性、正確性、完全性、信頼性、有用性等を含む、および、不具合が生じないことを含む、ユーザーに対して、明示的にも黙示的にもいかなる保証もするものではなく、ユーザーは、自己の責任で本レンタル用商品等を使用するものとします。
- 当社は、本レンタル用商品の使用により生じる結果、および、本レンタル用商品を用いた行為の継続について、その理由の如何にかかわらず、ユーザーに対して、何らの責任も負わないものとします。
- 当社は、本システムの運用、本システムの不具合によるデータ等の破損・紛失について一切の責任を負いません。
- 当社は、ユーザーが利用する本システムの種類・内容の変更または本規約に生じたエラー等の破損・紛失等について一切の責任を負いません。
- 本条及び本規約に定める当社の免責の規定は、当社が故意または重大な過失により発生した場合には適用されないとします。

## 第23条 損害賠償

- 請求原因の如何を問わず、本レンタル用商品の使用に起因して当社ユーザーに損害賠償責任を負う場合には、当社は、本レンタル用商品の使用によりユーザーに現実が発生した、通常かつ通常の措置に限り、損害を賠償するものとします。
- 前項の損害には、当社の責に帰すべきでない事由から生じた損害、当社と自らの有無を問わず特別事情から生じた損害、過失賠償、第三者からの損害賠償に基づくユーザーが被った損害等の間接損害については、これに含まれないものと、当社が責任を負いません。

## 第24条 本レンタル用スマートグラスに関する問い合わせ

- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスに関する問い合わせを、本レンタル契約締結権の提供元である当社に対して行うことができるものとします。
- ユーザーは、本サイトに従って本レンタル版に関する問い合わせを行うものとします。
- ユーザーが、本条の問い合わせを行う場合には、当社は、その営業時間内において対応を行うものとし、当社の休業日やにされた問い合わせに対しては、当社に、翌営業日より遅くに対応するものとします。
- ユーザーは、本レンタル用スマートグラスの購入先たる当社の販売パートナーが本レンタル用スマートグラスに関する問い合わせに積極的に応じる場合には、前3項の定めにかかわらず、当該問い合わせを当社の販売パートナーに対して行うことができます。当該販売パートナーへの問い合わせを行った場合において、当該問い合わせに関する契約関係は、当該販売パートナーと当該ユーザーとの間で直接に生じるものであり、当社は販売パートナーによる問い合わせの回答について責任を負わないものとします。

## 第25条 解除

- 当社及びユーザーは、相手方による各条に定める事由のいずれかが発生したときは、直ちに通知催告を要せず、直ちに本レンタル契約の全部又は一部を解除することができるものとします。(1)本規約に違反した場合(2)AceReal Appを使用した許諾契約(レンタル版)に違反した場合(3)本レンタル契約を締結権がたい重大な背任行為を行った場合(4)支払請求状に際した場での強制執行態が発生した場合はその虞があると思われる相当の理由がある場合(5)手形交換等の引止・停止処分を受けた場合(6)差押・差止、仮払戻、差し戻、租税滞納処分等の申し立をきっかけ(7)破産手続開始、更生再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をきっかけ、または自ら申し立てした場合
- 前項の解除の意思表示は、相手方の住所または本店所在地に書面にてこれを行うものとする。当該書面による通知が、相手方またはその代理者の所在不明等により、送達されなかった場合は、その送達の日から2週間経過した日、解除の意思表示が到達したものとします。
- 当社またはユーザーが、本条第1項各号のいずれかに該当し、その相手方に損害が生じた場合は、解除の意思表示を要せず、損害の賠償を請求することができるものとします。
- 当社またはユーザーが、本条第1項の各号のいずれかに該当した場合には、直ちに相手方に対する期間の利益を当然に喪失するものとします。

## 第26条 任意解約

- ユーザーは、前条に規定するほか、理由の如何を問わず、本レンタル契約の解約希望日の2週間前までに、当社が指定する方法によりユーザーに通知することにより、本レンタル契約を解約することができるものとします。
- ユーザーは、前条に規定するほか、理由の如何を問わず、本レンタル契約の解約希望日の1ヵ月前までに、当社が指定する方法によりユーザーに通知することにより、本レンタル契約を解約することができるものとします。
- ユーザーは、本レンタル契約が支払月日の前日において開始し、又は、支払対象月の途中で本レンタル契約が終了する場合といえども、当該契約が属する本レンタル料利の月額料金を一括で支払う義務があり、日割計算や返金が行われないとを予め承諾するものとします。
- 当社は、本条に基づき本レンタル契約の解約し、ユーザーおよび第三者に対して一切の責任を負わないものとし、ユーザーは、その旨を理解・承認の上、本レンタル契約を締結するものとします。

## 第27条 反社会的勢力等との接触

- 当社及びユーザーは、本レンタル契約の締結にあたり、自らまたはその役員(名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他その事業上経営に参加して一定と認められる者)および関係者(事業の利益に重大な影響を及ぼす業務において権限を有する者がたはそれを執行する者が、次の各号に記載する者)以下「反社会的勢力等」といって当該受け手後には、この間、反社会的勢力等との関係維持を拒んでならず後にもたげないことを明示し、保証します。(1)警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総務省、社会運動課種族3課(5)特殊犯罪協力集団等(その他これらに準ずる者)(2)資金や便宜を供与し、不正の利益を図る目的で利用しつづけるなど、前項に記載する者としての「資金的・経済的に深い関係にある者」当社及びユーザーは、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことと相手方に対して確約します。(1)差押、暴力行使または脅迫の言質を用いる行為(2)違法行為または不当要求行為(3)業務妨害行為(4)名誉や信用等を毀損する行為(5)前各号に準ずる行為
- 当社及びユーザーは、相手方が第1項または第2項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負ふことなく、本レンタル契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 当社及びユーザーは、相手方が第1項または第2項に違反したときに損害を被った場合には、本レンタル契約の解除の有無にかかわらず、相手方に解し、損害賠償を行うことができるものとします。

## 第28条 効力発生

本規約が効力発生した後においても、第9条第8項、第10条第6項、第11条第2項、第15条、第21条、第22条、第23条、第25条第3項及び第24条、第26条第3項及び第4項、第27条第4項、第28条、第29条、第30条、第31条の規定は、なお有効なものと見て継続するものとします。

## 第29条 秘密保持

当社及びユーザーは、相手方の事前の書面による承認なくして、本レンタル契約の内容、本レンタル契約を通じて相手方から口頭または書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます)を本レンタル契約の目的以外に開示したり、第三者に開示、漏洩しないものとします。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。(1)相手またはユーザーが提供の時点で既に公表していた情報(2)相手またはユーザーが提供の時点で既に公表していた情報(3)相手またはユーザーが独自に入手した情報(4)相手またはユーザーが、自己の役員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役員又は第三者に本レンタル契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役員又は第三者は又は第三者が守秘義務に違反することのないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

## 第30条 権利義務譲渡の禁止

当社及びユーザーは、相手方の事前の書面による承認なくして、本レンタル契約上の地位、本レンタル契約から生じる権利及び義務を、第三者に譲渡し、担保に供することができないものとします。

## 第31条 管轄

本レンタル契約については訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。